

第17回公募 申請者向け

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞

第16回公募との主な変更点

「公募要領」、「参考資料」、「よくあるご質問」も必ずご確認ください。

分類	内容	公募要領の参考参照先
制度の概要	枠が通常枠(補助上限 50 万円)のみとなりました。	6.補助率、補助上限額等
制度の概要	賃金引上げ特例が新設されました。	6.補助率、補助上限額等
制度の概要	採択発表後交付決定までに、採択事業者は、計上しているすべての経費について、価格の妥当性を確認できる見積書等の提出が必要となりました。	7. 補助対象経費
補助対象経費	「資料購入費」「設備処分費」が費目から削除されました。	7. 補助対象経費
補助対象経費	業務効率化・販路開拓等の特定業務用ソフトウェアが「機械装置費」から「ウェブサイト関連費」へ費目が変更となりました。	7. 補助対象経費
補助対象経費	「旅費」について、展示会・商談会等への出展・参加に係るもののみが対象となりました。	7. 補助対象経費
補助対象経費 提出書類	住宅宿泊事業者は「住宅のうち事業の用に供する部分の面積」により按分することで改装の費用を計上することができるようになりました。 なお、下記資料の提出が必要となります。 ①住宅宿泊事業法第3条第1項の届出書 ②事業の用に供する面積按分の算出根拠(図面等) ※②については、採択事業者のみ、採択後交付決定までにご提出いただきます。	7. 補助対象経費 11. 申請に必要な書類
補助対象外経費	下記について、新たに補助対象外となりました。 ①社内の役員・従業員や代表者・役員の親族(3親等以内)へ発注しているもの ②代表者・役員の親族(3親等以内)が代表または役員に就いている事業者へ発注しているもの ③財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社および関係会社へ発注しているもの	7. 補助対象経費
提出書類	支援機関確認書(様式3)の発行受付締切が明記されました。 (第17回公募では、申請締切の10日前となります。)	8. 申請手続

分類	内容	公募要領の参考参照先
提出書類	決算期を一度も迎えていない事業者は、下記の資料の提出が必要となりました。 <個人> ①開業以降売り上げが発生していることを証する台帳等(任意書式) <法人> ①法人設立以降売上が発生していることを証する台帳等(任意様式) ②現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 <NPO 法人> ①法人設立以降売上が発生していることを証する台帳等(任意様式) ②収益事業開始届出書	11. 申請に必要な書類
提出書類	開業届や確定申告書類の收受日付印が押捺されなくなったことを受け、收受日付印のないものの提出を受け付けることになりました。 電子申告の方の受付結果の提出が不要となりました。	11. 申請に必要な書類
採択審査/加点の変更点	政策加点の「パワーアップ型加点」は「地方創生型加点」へ名称を変更しました。	12.採択審査
採択審査/加点の変更点	政策加点に、「後継者支援加点」「小規模事業者卒業加点」「事業継続力強化計画策定加点」が追加されました。	12.採択審査